

連携施設に係る認可基準・運営基準の改正(案)

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局保育課

国家戦略特別区域小規模保育事業の連携施設について

現行制度の概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「認可基準」という。）第6条第1項及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第42条第1項において、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者は、
保育内容の支援 代替保育の提供 卒後の受け皿確保
に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならないこととされている。

小規模保育事業は、原則として0～2歳児を受け入れ対象としているが、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4において、3歳以上児も受け入れ可能な国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「特区小規模保育事業」という。）の仕組みを設けている。

一方で、特区小規模保育事業は、家庭的保育事業者等の連携施設になることはできない。

対応方針（案）

特区小規模保育事業では、現に3歳以上児を受け入れており、また、制度上、集団保育の提供のための配慮を行うこととされていることを踏まえ、認可基準及び運営基準を改正し、**家庭的保育事業者等の卒後の受け皿確保のための連携施設になることができることとする。**